

32 身体障害者障害程度等級表

級 別		1 級	2 級	3 級	4 級
視 覚 障 害		視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の目の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（4分の1視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（2分の1指標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の目の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴 覚 障 害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
	平 衡 機 能 障 害			平衡機能の極めて著しい障害	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能 言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
		1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	体 幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 注2 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 注3 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの 注3
肝臓、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸、小腸、免疫	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん 臓 機 能 障 害	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小 腸 機 能 障 害	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝 臓 機 能 障 害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

注1 太線の左側は第1種身体障害者、右側は第2種身体障害者をさす。

注2 両上肢の場合は第1種身体障害者、一上肢の場合は第2種身体障害者となる。

注3 両下肢の場合は第1種身体障害者、一下肢の場合は第2種身体障害者となる。

5 級	6 級	7 級	備 考
1 視力の良い方の眼の視力が0.2か 一方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が 欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えか つ100点以下のもの 5 両眼中心視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上 0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以 下のもの		1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級上の 級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定され ている場合は、その該当等級とする。 2 肢体不自由において、7級の障害が1つのみでは手帳交付になら ないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は6級以上の障害 と重複する場合は手帳交付の対象となる。 3 異なる等級について、2つ以上の重複する障害がある場合につい ては、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすること ができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節(IP)その他の 指については近位指節間関節(PIP)又はこれより近位部を欠く ものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節間関節を含め、これより遠位部 の障害をいい、おや指については対立運動障害を含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩 より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもつ て計測したものをいう。 7 下肢の長さは、上前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したもの をいう。
平衡機能の著しい障害			
1 両上肢のおや指の機能の著しい障 害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関 節のうち、いずれか一関節の機能 の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃した もの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の 機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一 上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障 害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指 を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指 の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節 肘関節又は手関 節のうち、いずれか一関節の機能 の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指 の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指 くすり指及び小 指を欠くもの 6 一上肢のなか指 くすり指及び小 指の機能を全廃したもの	
1 一下肢の股関節又は膝関節の機能 の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃した もの 3 一下肢が健側に比して5センチメ ートル以上又は健側の長さの15分 の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠 くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障 害	1 両下肢のすべての指の機能の著し い障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節 膝関節又は足関 節のうち、いずれか一関節の機能の 軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃 したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメ ートル以上又は健側の長さの20分 の1以上短いもの	
体幹の機能の著しい障害			
不随意運動・失調等による上肢の機 能障害により社会での日常生活活動 に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機 能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有する もの	
不随意運動・失調等により社会にお ける日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能 の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有する もの	